

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	届出工場等に係る処理方法の改善等の命令
概要	揮発性有機化合物排出者が届出工場等に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、揮発性有機化合物の処理方法の改善等について命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第38条第1項、第111条第4項第4号
処分基準	揮発性有機化合物排出者が届出工場等に係る規制基準を遵守していないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	